平成26年 12月定例議会 提出議案

主要事項説明書

☆ 福知山市

目 次

♦	会計別予算額一覧	. 2
	一般会計歲入予算額一覧	
♦	一般会計歳出予算額一覧(目的別)	. 4
♦	一般会計歲出予算額一覧(性質別)	. 5
♦	12月補正予算 主要事項	. 5
♦	条例関連議案	29
•	その他の議案	36

◆ 会計別予算額一覧

		会 計 名	補正前の額	11月補正額 (専決)	12月補正額	補正後の額
		一般会計	43,853,056	48,413	2,285,187	46,186,656
	国民健康保険事	業	7,951,847		47,053	7,998,900
	国民健康保険診	療所費	57,000			57,000
	と畜場費		28,800			28,800
	簡易水道事業		1,005,000			1,005,000
	宅地造成事業		38,600			38,600
特	休日急患診療所	費	21,200			21,200
	公設地方卸売市	場事業	7,000			7,000
別	農業集落排水施	設事業	947,100			947,100
	福知山都市計画	事業石原土地区画整理事業	995,900			995,900
会	福知山都市計画	事業福知山駅周辺土地区画整理事業	158,200			158,200
	介護保険事業	保険事業勘定	7,468,913		8,301	7,477,214
計		介護サービス事業勘定	36,060		820	36,880
	大江都市計画事	業 河守土地区画整理事業	33,100			33,100
	下夜久野地区財	産区管理会	172			172
	後期高齢者医療	事業	1,834,100			1,834,100
	地域情報通信ネ	ットワーク事業	834,000			834,000
		小 計	21,416,992		56,174	21,473,166
	水道事業		3,372,688			3,372,688
企	下水道事業		10,247,240			10,247,240
上業 会計		市民病院事業			202,743	11,691,643
計	病院事業	国民健康保険新大江病院事業	581,650			581,650
		小計	25,690,478		202,743	25,893,221
		合 計	90,960,526	48,413	2,544,104	93,553,043

◆ 一般会計歲入予算額一覧

補正前の額	11月補正額 (専決)	12月補正額	補正後の額	
11,362,428			11,362,428	
400,000			400,000	
27,000			27,000	
47,000			47,000	
7,000			7,000	
1,011,000			1,011,000	
10,000			10,000	
80,000			80,000	
18,000			18,000	
46,000			46,000	
10,750,000		100,000	10,850,000	
16,000			16,000	
782,602		26,969	809,571	
1,004,293			1,004,293	
5,148,678		665,342	5,814,020	
3,681,306	48,413	705,378	4,435,097	
419,565			419,565	
5,401			5,401	
1,823,203			1,823,203	
567,912			567,912	
6,487,600		477,600	6,965,200	
158,068		309,898	467,966	
43,853,056	48,413	2,285,187	46,186,656	
	11,362,428 400,000 27,000 47,000 7,000 1,011,000 10,000 80,000 18,000 16,000 10,750,000 16,000 782,602 1,004,293 5,148,678 3,681,306 419,565 5,401 1,823,203 567,912 6,487,600 158,068	11,362,428	情比的の領	

◆ 一般会計歳出予算額一覧(目的別)

款	補正前の額	11月補正額	12月補正額	(単位: 千円) 補正後の額
<u> </u>		(専決)	7 7 1110 - 12 1	
01 議会費	305,460		2,643	308,103
02 総務費	6,765,609	48,413	96,855	6,910,877
03 民生費	14,594,515		32,707	14,627,222
04 衛生費	5,616,038		19,097	5,635,135
05 労働費	72,149			72,149
06 農林業費	1,895,171		139,904	2,035,075
07 商工費	544,144		△ 2,095	542,049
08 土木費	2,108,083		30,739	2,138,822
09 消防費	1,483,609		31,632	1,515,241
10 教育費	3,835,446		12,635	3,848,081
11 災害復旧費	1,278,416		1,921,070	3,199,486
12 公債費	5,304,416			5,304,416
13 予備費	50,000			50,000
一般会計合計	43,853,056	48,413	2,285,187	46,186,656

◆ 一般会計歳出予算額一覧(性質別)

					(単位:十円)	
区	分	補正前の額	11月補正額 (専決)	12月補正額	補正後の額	
件	費	6,734,047	23,395	191,860	6,949,302	
うち 議員給与費		159,544		1,788	161,332	
うち 職員給与費		4,914,906	19,130	195,111	5,129,147	
件	費	5,471,459	25,018	5,009	5,501,486	
持補修	費	303,796		22,000	325,796	
助	費	7,872,567		△ 2,830	7,869,737	
助費	等	4,248,627		27,009	4,275,636	
資 的 経	費	8,127,477	0	2,035,434	10,162,911	
う ち 人 件	費	255,926		32,684	288,610	
普 通 建 事 業	設費	6,849,061	0	114,364	6,963,425	
補助事業費		3,686,415			3,686,415	
単独事業費		3,162,646		114,364	3,277,010	
災 害 復 事 業	旧 費	1,278,416		1,921,070	3,199,486	
債	費	5,304,416			5,304,416	
立	金	850,519			850,519	
資 金 · 貸 付	金	443,200			443,200	
Щ	金	4,446,948		6,705	4,453,653	
備	費	50,000			50,000	
一般会計合計		43,853,056	48,413	2,285,187	46,186,656	
	件 う議ち員 持 特 り り	件 費 うち員給与費 費 持 付 少 持 財 力 り 力 力 う 力 力 か 力 力 事 力 力 か <	作 費 6,734,047 うち 議員給与費 159,544 うち 職員給与費 4,914,906 件 費 方ち 財 付 財 費 功 費 功 費 方ち 人 費 4,248,627 資 的 経費 8,127,477 うち 人 件 費 6,849,061 業費 3,686,415 単独事業費 3,162,646 災事 費 1,278,416 資金 ・貸付金 443,200 出金 4,446,948 備費 50,000	体 費 6,734,047 23,395 うち 議員給与費 159,544 159,544 うち 職員給与費 4,914,906 19,130 件 費 5,471,459 25,018 持 補 費 303,796 助 費 7,872,567 助 費 4,248,627 資 的 経 費 す 5 5,926 普 通 費 6,849,061 0 補助事業費 3,686,415 単独事業費 3,162,646 災 害 復 1,278,416 重 要 5,304,416 立 金 850,519 資 金 443,200 出 金 4,446,948 備 費 50,000	中 費 6,734,047 23,395 191,860 作 費 6,734,047 23,395 191,860 155。	

◆ 12月補正予算 主要事項

		施策名				(: 下円)
			事業名	補正額	増減区分	ページ
			農地·農業用施設災害復旧事業	606,387		7
			林道災害復旧事業	167,951		8
	災 害		小規模治山事業	26,000	継続	9
	復 旧		林地保全事業	40,000	邓 <u>本</u> 形立	10
			土木施設災害復旧事業	949,600		11
			都市公園災害復旧事業	163,769		12
	能队強災		防災情報ライブカメラ整備事業	9,612	新規	13
	化材		災害に強い森づくり事業	40,500	拡充	14
		3	人・物・情報が行き交う交流・連携のまちづくり			
			道路維持管理事業	22,000	継続	15
		4	地域の個性と資源を生かす産業創造のまちづくり			
般			農地中間管理事業	27,000	新規	16
会 計	\ =		農地集積協力金交付事業	△5,000	廃止	17
	通 常		商店街共同施設設置事業	288	継続	18
	補 正	6	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり			
			農家基本台帳等整備事業	1,900	継続	19
			由良川水系樋門等施設管理事業	109	拡充	20
			消防水利整備事業	1,252	継続	21
		7	魅力ある人とまちを創り出す教育・文化のまちづくり			
			私立幼稚園就園奨励費補助事業	4,721	拡充	22
	人 件 費		人件費補正	222,393	継続	23-24
	繰出金		介護保険事業特別会計繰出金	6,705	継続	26
				2,285,187		•

特	【国民健康保険事業特別会計】 償還金(療養給付費等負担金等返還金)	47,053	継続	25
別・	【介護保険事業特別会計(保険事業勘定)】(人件費補正分を除く) 介護保険事業運営	8,301	継続	26
企業会	【介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)】 介護予防サービス計画作成事業	820	継続	27
計	【病院事業会計(市民病院)】 病院事業	202,743	継続	28
		258,917		

施策名	(単位:千円)							
事業名	農地・農業	農地・農業用施設災害復旧事業						
補正予算額		左の財源内訳						
	玉	府	市債	その他	一般財源	414, 400		
606, 387		460 595	20 200	10 094	00 710	補正後予算額		
		468, 535	38, 200	18, 934	80, 718	1, 020, 787		

平成26年8月15日~17日の8月豪雨により被災した農地・農業用施設について、 被災箇所の早期復旧を行なうことにより、地域の安心・安全の確保とともに農 地・農業用施設の機能回復と遊休荒廃農地化を未然に防止します。

2 事業の内容

- ◎大災箇所:農地 84箇所、施設 70箇所 計 154箇所 森垣地内他 復旧内容:農地・農業用施設の復旧工事等
- ◎単独災害箇所:707箇所(予定。このうち9月補正予算で150箇所分を計上済)

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) 農林施設等災害復旧費

(目)農林施設等災害復旧費

・委託料 9,000千円・祖助金 9,000千円・工事請負費 515,000千円・事務雑費等 1,077千円

4 主な特定財源

(款)府支出金 (項) 府補助金 (目) 災害復旧費府補助金 468,535千円

(款)市債 (項)市債 (目)災害復旧債 38,200千円

(款)分担金及び負担金 (項)分担金 (目)農林業費分担金 18,934千円



農道被災状況(正明寺地内)



農地被災状況(森垣地内)

雷話 担当課 農林商工部農林管理課 直通 24-7041 内線 4116

施策名	災害復旧					(単位:千円)			
事業名	事業名 林道災害復旧事業								
補正予算額		左の財源内訳							
	国	府	市債	その他	一般財源	16, 500			
167, 951		150 449	4 200	4 195	179	補正後予算額			
		159, 443	4, 200	4, 135	173	184, 451			

平成26年8月15日~17日の8月豪雨により被災した林道施設の災害復旧について、国の補助事業としての採択を受けることにより、受益者負担及び市負担の軽減を図るとともに被災箇所の早期復旧による施設の機能回復と維持管理経費の軽減を図ります。

2 事業の内容

下記の10路線について、災害復旧工事を実施します。

- ・ロクロ線(森垣地内)・河谷線(中地内)・城ヶ谷線(猪崎地内)
- ・観音寺線(観音寺地内)・一の谷線(樽水地内)・新田線(長田地内)
- ・高谷線(奥榎原地内) ・綾ヶ谷線(奥榎原地内)
- ・片平線(奥榎原地内)・余田谷線(奥榎原地内)

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項)農林施設等災害復旧費 (目)農林施設等災害復旧費 工事請負費 166,968千円 事務費 983千円

4 主な特定財源

(款)府支出金 (項)府補助金 (目)災害復旧費府補助金 159,443千円 (款)分担金及び負担金 (項)分担金 (目)農林業費分担金 4,135千円 (款)市債 (項)市債 (目)災害復旧債 4,200千円





林道被災狀況 (森垣・奥榎原地内)

担当課 農林商工部 林業振興課 電話 直通 24-7047 内線 4132

施策名	災害復旧					(単位:千円)			
事業名	小規模治山	小規模治山事業							
補正予算額		左の財源内訳							
	玉	府	市債	その他	一般財源	0			
26, 000		12 000		3, 900	0 100	補正後予算額			
		13, 000		5, 900	9, 100	26,000			

平成26年8月15日~17日の8月豪雨により被災した人家裏の林地について、府 の補助事業としての採択を受けることにより、受益者負担及び市負担の軽減を 図るとともに被災箇所の早期復旧により林地及び人家の安定を図ります。

2 事業の内容

下記の5箇所について人家裏の林地を復旧するための治山工事を実施します。

- 報恩寺地区
- ・下荒河地区・南有路(南三)地区・南有路(南四)地区

[参考]本事業の採択要件は、

- ① 人家2戸または公共施設に直接被害を与えるおそれがあり、
- ② 1箇所あたりの事業費が 100万円以上800万円未満 の事業です。

3 事業費の内訳

(款)農林業費 (項)林業費 (目)林業振興費 工事請負費 26,000千円

4 主な特定財源

- (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 農林業費府補助金 13,000千円
- (款) 分担金及び負担金 (項)分担金 (目)農林業費分担金 3,900千円





林地の被災状況

担当課 農林商工部 林業振興課 雷話 直通 24-7047 内線 4132

施策名	災害復旧	災害復旧						
事業名	林地保全事	下 業						
補正予算額		左の財源内訳						
	玉	府	市債	その他	一般財源	1, 050		
40, 000					40,000	補正後予算額		
					40,000	41, 050		

平成26年8月15日~17日の8月豪雨により被災した人家裏林地の崩壊箇所のうち、国、府の補助採択要件を満たさないもののうち、人家等に直接被害を及ぼしている林地について、市単独事業により地元自治会の復旧対策工事を支援し、関係住民の安心と安全を図ります。

2 事業の内容

報恩寺自治会他39箇所の復旧対策工事に対して、補助金を交付します。

3 事業費の内訳

(款)農林業費 (項) 林業費 (目) 林業振興費

•補助金 40,000千円

[参考]林地保全事業の採択要件及び補助基準

- ・激甚災害の指定を受けた被災であること。
- ・事業主体が自治会であること。
- ・1箇所の復旧工事費が100万円以上であること。(崩壊土砂排土のみは適用外)
- ・補助率は、工事費の2分の1以内とし、補助金は100万円を限度とする。





林地の被災状況

担当課 農林商工部 林業振興課 電話 直通 24-7047 内線 4132

施策名	災害復旧	災害復旧							
事業名	事業名 土木施設災害復旧事業								
補正予算額		左の財源内訳							
	玉	府	市債	その他	一般財源	128, 200			
949, 600	610 000		200 100		99 967	補正後予算額			
	618, 233		309, 100		22, 267	1, 077, 800			

台風及び集中豪雨により被害を受けた道路・河川などを緊急的に復旧することにより、市民の安心・安全な生活が確保でき、市民生活の向上につなげます。

2 事業の内容

平成26年8月9日の台風11号及び8月15日から17日にかけての集中豪雨により被害を受けた道路・河川などを緊急的に復旧し、生活道路などの安全を確保します。

3 事業費の内訳

(款)災害復旧費 (項)土木施設災害復旧費 (目)土木施設災害復旧費 需用費 22,250千円(修繕料 道路分47箇所、河川分36箇所) 工事請負費 927,350千円(河川災害復旧 57箇所、道路災害復旧 23箇所、 橋梁災害復旧 2箇所)

4 特定財源

(款)国庫支出金 (項)国庫負担金 (目)災害復旧費国庫負担金 公共土木施設災害復旧費負担金 927,350千円×2/3≒618,233千円 (款)市債 (項)市債 (目)災害復旧債

土木施設災害復旧事業債 (927, 350-618, 233) ×100% ≒309, 100千円



東岡地内道路災害



荒木地内河川災害

 担当課
 土木建設部土木課
 電話
 直通 24-7059 内線 4215

施策名	災害復旧	災害復旧				
事業名	都市公園災害復旧事業					
補正予算額		左の財源内訳 補正前予算				
	玉	府	市債	その他	一般財源	72, 100
163, 769	12.150	110 500	110 500	00		補正後予算額
	46, 178		116, 500		1, 091	235, 869

8月豪雨により被災した都市公園の復旧を行い、機能回復を図る。

2 事業の内容

对象公園:三段池公園、伯耆丸公園、平和公園、工業団地緩衝緑地

被災内容:法面崩壊、公園施設の損壊

復旧方法:法面復旧工事

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項)土木施設災害復旧費 (目)土木施設災害復旧費 都市公園等災害復旧に係る工事請負費 162,767千円 三段池公園(城山地区)の災害復旧に係る埋蔵文化財調査に伴う事務費

三枚他公園(城田地区)の灰舌復口に係る埋蔵又化財調査に伴り事務負 1,002千円

4 特定財源

(款)国庫支出金 (項)国庫負担金 (目)災害復旧費国庫負担金 69,267千円×2/3=46,178千円

(款)市債 (項)市債 (目)災害復旧債

公共土木施設災害復旧事業債 69,267千円×1/3×100%≒23,000千円 一般単独災害復旧事業債 93,500千円×100%=93,500千円



【被災状況】 三段池公園(城山地区)



【被災状況】 工業団地緩衝緑地

担当課 土木建設部都市計画課 電話 直通 24-7052 内線 4313

施策名	防災機能強化					(単位:千円)	
事業名	防災情報ラ	防災情報ライブカメラ整備事業					
補正予算額		左の財源内訳					
	玉	府	市債	その他	一般財源	0	
9, 612			0 000			補正後予算額	
			9, 600		12	9, 612	

近年多発するゲリラ豪雨では、短時間で局地的に猛烈な雨が降り、小河川の氾濫や地域の排水機能を上回る降雨量により、市街地等に内水氾濫が発生する場合があります。

このことから、本年の8月豪雨災害を踏まえて、由良川等の河川水位だけでなく、 市内の浸水危険箇所の監視を強化する必要があり、また、市民の適切な避難につな げるため、市民がホームページ上で画像を見ることができるなど、市民が自ら災害 の進行状況を把握できるよう環境の整備を行う必要があります。

本市においては、2年連続で大規模災害にみまわれており、災害に備える必要があることから、今年度中に整備を完了するため補正予算で実施するものです。

2 事業の内容

市内の浸水する恐れのある場所にライブ監視カメラを3台設置します。また、既存のライブ監視カメラも含め一元的に管理し、市内危険箇所の監視を行い災害対応の判断材料とするとともにホームページ上に公開します。

ライブ監視カメラの設置及びホームページの構築 ライブカメラの新設 3 箇所(岡ノ三町・北本町一区・上荒河) 9,612 千円

3 事業費の内訳

(款)消防費 (項)消防費 (目)災害対策費 工事請負費 9,612千円

4 特定財源

(款)市債 (項)市債 (目)消防債 緊急防災・減災事業債

9,612千円×100%≒9,600千円



設置予定箇所の映像イメージ (上荒河)

担当課 総務部危機管理室 電話 直通 24-7503 内線 3511

施策名	防災機能強	防災機能強化				
事業名	災害に強い	災害に強い森づくり事業				
補正予算額		左の財源内訳				
	玉	府	市債	その他	一般財源	10,000
40, 500					補正後予算額	
		40, 500				50, 500

平成26年8月15日~17日の8月豪雨により被災した山腹について、府の委託事業による治山工事を実施し、山腹の荒廃の拡大と渓流からの土砂等の流出による再被害を防止し、下流域住民の安心と安全を図ります。

2 事業の内容

下記の3地区において、治山工事を実施します。

- ・ 奥榎原地区 (既設治山ダムの堆積土砂廃土)
- 森垣地区(土留工)
- 私市地区(土留工)

3 事業費の内訳

(款)農林業費 (項)林業費 (目)林業振興費 山腹測量設計業務費委託費 6,000千円 本数調整伐業務委託費 3,000千円 工事請負費 31,500千円

4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府委託金 (目) 農林業費府委託金 40,500千円





山腹被災状況 (奥榎原·私市地内)

 担当課
 農林商工部 林業振興課
 電話
 直通 24-7047 内線 4132

施策名	人・物・情	人・物・情報が行き交う交流・連携のまちづくり					
事業名	道路維持管	道路維持管理事業					
補正予算額		左の財源内訳					
	国	府	市債	その他	一般財源	98, 704	
22, 000					00.000	補正後予算額	
					22,000	120, 704	

市道を適正に維持管理することにより、市民の安心・安全な道路交通を確保するとともに、市民生活の向上につなげます。

当初予算で計上していた需用費(修繕料)に不足が生じたため、所要額の増額を補正します。

2 事業の内容

道路維持にかかる管理的経費であり、市道の舗装修繕や側溝等の修繕を実施します。

3 事業費の内訳

(款)土木費 (項)道路橋りょう費 (目)道路維持費 需用費(修繕料) 22,000千円

担当課	土木建設部土木課	電話	直通 24-7059 内線 4215
-----	----------	----	--------------------

施策名	地域の個性	地域の個性と資源を生かす産業創造のまちづくり				
事業名	農地中間管	農地中間管理事業				
補正予算額		財源内訳(千円)				補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	0
27, 000						補正後予算額
		27, 000				27,000

就農人口の減少や高齢化など農業を取り巻く状況が厳しくなる中で、農業の持続的発展を図るために農地の集積と集約化を加速し生産コストを削減していく必要があります。

このため、平成26年6月に農地中間管理機構に指定された「京都府農業総合支援センター」が中間的受け皿となって借り受けた農地を公募によって登録された借り受け希望者に貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化を図る取り組みを支援します。

2 事業の内容

· 地域集積協力金

地域の農地の一定割合以上の農地を機構に貸し付けることで、一定割合に応じて、地域に対して交付

単価 2~5割:2.0万円/10a、5~8割:2.8万円/10a、8割超:3.6万円/10a

• 経営転換協力金

経営している全農地を機構に貸し付けて農業をやめることで、機構に貸し付ける農地の面積に応じて、当該農業をやめる農家に対して交付単価 0.5ha以下:30万円、0.5~2.0ha:50万円、2.0ha超:70万円

· 耕作者集積協力金

登録された借受け希望者の経営農地に隣接する農地、または接続する2筆以上の農地を機構に貸し付けることで、貸付面積に応じて、農地の貸し手に対して交付

単価 2.0万円/10a

3 事業費の内訳

(款)農林業費 (項)農業費 (目)農業振興費 交付金

・地域集積協力金
 ・経営転換協力金
 ・耕作者集積協力金
 ・耕作者集積協力金
 ・計
 ・担域
 42戸
 16,000千円
 合計
 27,000千円

4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目)農林業費府補助金 27,000千円

施策名	地域の個性	地域の個性と資源を生かす産業創造のまちづくり					
事業名	農地集積協	農地集積協力金交付事業					
補正予算額		財源内訳(千円)					
	玉	府	市債	その他	一般財源	5,000	
△5,000		△5, 000				補正後予算額	
		△5,000				0	

京力農場プランに向けた話合いの中で、地域の中核的担い手への農地集積や分散化した農地の連坦化が円滑に進むようにするため、京力農場プランを定めた地域において農地集積協力金を交付する事業ですが、同内容の協力金を交付する中間管理事業の創設(16ページ参照)に伴い廃止します。

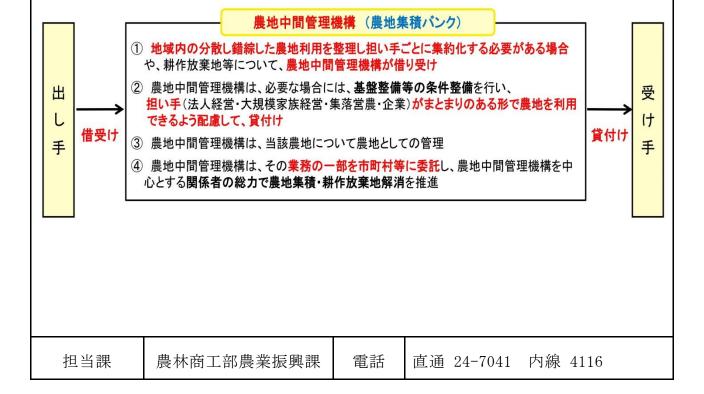
2 事業費の内訳

(款)農林業費 (項)農業費 (目)農業振興費 交付金 △5,000千円

3 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目)農林業費府補助金 △5,000千円

【参考】農地中間管理機構の概要(農林水産省ホームページより抜粋)



施策名	地域の個性	地域の個性と資源を生かす産業創造のまちづくり				
事業名	商店街共同	商店街共同施設設置事業				
補正予算額		左の財源内訳				
	玉	府	市債	その他	一般財源	0
288					000	補正後予算額
					288	288

おおえ駅前商店街では過去に営業時間内にコインランドリーの洗濯物の盗難や、展示車両の破損等の被害が出ており、地域住民からは安心・安全な生活環境の維持を強く要請されています。そのため、今回当該商店街が防犯カメラを設置する経費に対する助成を行うものです。

2 事業の内容

○おおえ駅前商店街防犯カメラ設置事業に対する助成 防犯カメラ 8台設置

3 事業費の内訳

(款)商工費 (項)商工費 (目)商工業振興費

○福知山市商店街共同施設設置事業等補助金 288 千円

全体事業費2,592 千円国 (税抜き 2/3)1,600 千円府 (1/9)288 千円市 (1/9)288 千円

自己負担 416 千円

○事業主体:おおえ駅前商店街

担当課	農林商工部商工振興課	電	話	直通 24-7075	内線 4142

施策名	人と自然が	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり (単位:千円				
事業名	農家基本台	農家基本台帳等整備事業				
補正予算額		左の財源内訳				補正前予算額
	国	府	市債	その他	一般財源	1, 576
1, 900						補正後予算額
		1, 900				3, 476

平成26年4月に施行された改正農地法により、農業委員会が保有する農地の情報を1筆ごとに整備することになりました。また、平成27年4月から義務化される農地情報公開のため、今回、全国的な統一性の確保を図り農業委員会としての整備すべき項目を定めたシステムの整備を行います。

2 事業の内容

農地台帳システムの農地台帳項目の法定項目及び任意項目の追加、並びに公表用CSVファイル出力機能の整備を行います。

3 事業費の内訳

(款)農林業費 (項)農業費 (目)農業総務費

・委託料(農地台帳システム改修業務) 1,900千円

4 主な特定財源

(款)府出金 (項)府補助金 (目)農林業費府補助金 1,900千円

担当課農業委員会事務局	電話	直通 24-7046 内線 4171
-------------	----	--------------------

区分	人と自然がま	(単位:千円)					
事業名	由良川水系植	拡充					
補正予算額		左の財源内訳					
	国	府	市債	その他	一般財源	9, 805	
109						補正後予算額	
					109	9, 914	

1 事業の背景と目的

由良川等河川に設置された河川管理施設(樋門)の適正な維持管理並びに増水時には樋門の操作を行い、浸水被害の軽減を図ります。

国土交通省による千原樋門(大江町千原地内)の施設工事が完了したことに 伴い、市に施設移管がされるため、地元に維持管理業務の委託を行う。

2 事業の内容

地元自治会と樋門の維持管理及び操作に関する委託契約を締結する。 国土交通省から市への施設移管 平成27年1月予定

3 事業費の内訳

(款)土木費 (項)河川費 (目)河川総務費 (節)委託料 109千円

担当課	土木建設部都市整備課	電話	直通 24-7028	内線 4336
-----	------------	----	------------	---------

施策名	人と自然が	人と自然が共生する安心・安全・快適環境のまちづくり					
事業名	消防水利整	継続					
補正予算額		左の財源内訳					
	国	府	市債	その他	一般財源	23, 720	
1, 252					1 050	補正後予算額	
					1, 252	24, 972	

平成26年度に京都府が施工する『市島和知線防災・安全交付金工事』に伴う府道 拡幅工事により、現防火水槽の移転が必要となりました。

このため京都府が主体となり、平成27年2月に耐震性貯水槽が新たに設置されることから、建設費用のうち、現防火水槽の機能廃止となるまでの財産価値の減耗分について福知山市が負担するものです。

2 事業の内容

防火水槽移転工事(三和町台頭地内)に伴う京都府への負担金を支出するもので、 新設耐震性貯水槽工事費 5,914 千円のうち減耗分 1,252 千円を負担するもの

3 事業費

(款)消防費(項)消防費(目)消防施設費福知山市負担金 1,252千円



移転となる防火水槽

施策名	魅力ある人	(単位:千円)					
事業名	私立幼稚園	拡充					
補正予算額		左の財源内訳					
	田	府	市債	その他	一般財源	23, 000	
4, 721	001				0.700	補正後予算額	
	931				3, 790	27, 721	

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間に おける保護者負担の格差の是正を図ります。

2 事業の内容

私立幼稚園に子どもを通園させている家庭に対し、その世帯の状況に応じて入園料及び保育料を減免する幼稚園に対して補助を実施します。

今年度より要綱改正により第二子及び第三子以降の世帯について所得制限が撤廃となり対象者が大きく増加したことにより、補正計上します。(予算 194 名から申請時 214 名に増、その内予算での単価 0 円から 154,000 円に増加した者 20 名)

更に、8月の豪雨災害により被災した世帯の市民税減免となり区分変更によって 補助額が増すことが見込まれます。(区分変更3名、新規1名追加)

3 事業費の内訳

(款)教育費(項)幼稚園費(目)幼稚園費(節)負担金補助及び交付金 減免単価

222,000 円× 1 人= 222,000 (生活保護・第1子)

199, 200 円×11 人=2, 191, 200(所得割 非課税・第1子)

115,200 円×12 人=1,382,400 (所得割 77,100 · 第1子)

62,200 円×97 人=6,033,400 (所得割 211,200 · 第1子)

253,000 円× 2 人= 506,000 (所得割 非課税・第2子)

185,000 円×12 人=2,220,000 (所得割 211,200・第2子)

222,000 円× 3 人= 666,000 (所得割 非課税・第2子新)

262,000 円× 1 人= 262,000 (所得割 非課税・第3子新)

211,000 円× 4 人= 844,000 (所得割 77,100・第2子新)

185,000 円×43 人=7,955,000 (所得割 211,200・第2子新)

262,000 円× 6 人=1,572,000 (所得割 211,200 · 第 3 子新)

154,000 円×20 人=3,080,000 (条件無し・第2子及び第2子新)

262,000 円× 3 人= 786,000 (条件無し・第3子新)

計215人 27,720,000円

4 主な財源

(款)国庫支出金 (項)国庫補助金 (目)教育費国庫補助金 私立幼稚園就園奨励費 931千円

担当課 教育委員会教育総務課 電話 直通 24-7061 内線 5113	3当課 教育	教育委員会教育総務課	電話	直通 24-7061	内線 5113
--------------------------------------	--------	------------	----	------------	---------

施策名	地方分権の	地方分権の推進に対応した行財政効率の高いまちづくり					
事業名	事業名 人件費補正(一般会計・特別会計の一部)						
補正予算額		左の財源内訳					
	玉	府	市債	その他	一般財源	6, 957, 057	
225, 734					225, 734	補正後予算額	
					220, 734	7, 182, 791	

人事院は、国家公務員の給与について、民間給与との較差を埋めるため、給与 改定を実施するよう国会と政府に対して勧告を行いました。

本市においては、人事院勧告に準ずることが適切と判断し、同様の改定を行います。

平成26年度当初予算に対し、給与改定、災害に係る超過勤務手当、人事異動等に伴う人件費の過不足を調整するため、人件費の補正を行います。

2 事業の内容

(1) 一般職職員

給料月額

平成26年4月から遡及適用する給料表の改定は、若年層に重点を置きながら給料表の水準の引上げを行います。

諸手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分に応じ100円から3,000円までの幅で引上げを行います。

勤勉手当について、支給月数を 0.15 月分引上げを行います。

8月豪雨等の災害対応に係る超過勤務手当について必要な見込み額を計上します。

(2) 共済費

共済費については、共済組合の長期負担金等の適用率等の変更に伴い、必要となる額を補正します。

また、給与改定に伴う補正も行います。

(3) 非常勤嘱託職員等

非常勤嘱託職員の配置、社会保険料の適用率の変更に伴う補正を行います。

(4) 常勤特別職(教育長を含む。)及び議員の期末手当期末手当について、支給月数を 0.15 月分引上げを行います。

3 事業費の内容

(単位 千円)

	区		\wedge		一般	会計	合 計
			分		補正前	補正後	(必要額)
一般	散職員	給	給 料		2, 768, 519	2, 763, 379	△ 5, 140
		職	員手	当等	2, 215, 797	2, 413, 898	198, 101
		共	済	費	904, 303	930, 992	26, 689
			計		5, 888, 619	6, 108, 269	219, 650
非常	勤嘱託等	報		酬	513, 831	516, 179	2, 348
		共	済	費	124, 276	122, 615	△ 1,661
			計		638, 107	638, 794	687
市	長 等	給		料	17, 745	17, 745	0
		職	員手	当等	5, 341	5, 596	255
		共	済	費	3, 651	3, 664	13
			計		26, 737	27, 005	268
議		報		酬	124, 380	124, 380	0
		職	員手	当等	35, 164	36, 952	1, 788
		共	済	費	65, 282	65, 282	0
			計		224, 826	226, 614	1, 788
	合		計		6, 778, 289	7, 000, 682	222, 393

T	\wedge	特別	合 計	
区	分	補正前	補正後	(必要額)
一般職職員	給 料	73, 914	71, 931	△ 1,983
	職員手当等	41, 438	46, 043	4, 605
	共 済 費	24, 014	23, 987	△ 27
	計	139, 366	141, 961	2, 595
非常勤嘱託等	報酬	34, 370	35, 273	903
	共 済 費	5, 032	4, 875	△ 157
	計	39, 402	40, 148	746
合	計	178, 768	182, 109	3, 341

【補正特別会計】

• 介護保険事業特別会計

一般会計・特別会計合計	6, 957, 057	7, 182, 791	225, 734
-------------	-------------	-------------	----------

特別会計補正額合計3,341千円は、全額が一般会計繰出金対応分であるため、人件費補正の一般会計影響額は222,393+3,341=225,734千円です。

担当課 総務部職員課 電話 直通 24-7034 内線 3232

施策名	地域で支える	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					
事業名	【国民健康 償還金	継続					
補正予算額		左の財源内訳					
	玉	府	市債	その他	一般財源	7, 951, 847	
47, 053	47, 053					補正後予算額	
				47,000		7, 998, 900	

国民健康保険における一般被保険者の保険給付費(医療費)支出に対し、法律の定めるところにより国庫負担分を申請することで交付を受けています。

毎年度、年間保険給付費を見込んで申請を行い、申請額に基づき交付を受けているため、実績報告による交付確定額との差が生じます。よって前年度で超過交付となった国庫負担金額は翌年度に国へ返還することになっています。

また、特定健康診査等国庫負担金、府負担金についても同様に見込みによる申請額に基づき交付を受けているため、実績による交付確定額との差が超過交付となる場合は国、府に返還する必要があります。

2 事業の内容

平成25年度療養給付費等負担金(国庫負担金)及び特定健康診査等負担金の交付額確定により超過交付となったため、超過交付分を国、府へ返還します。

なお、この返還金には、平成25年度決算剰余金(平成26年度への繰越金)を充 当します。

(千円)

区 分	平成25年度 申請額	平成25年度 確定額	返還額
療養給付費等負担金	1, 214, 813	1, 168, 162	46, 651
特定健康診査等国庫負担金	7, 114	6, 913	201
特定健康診査等府負担金	7, 114	6, 913	201

3 事業費の内訳

償還金 (療養給付費等負担金等返還金) 47,053千円

4 主な特定財源

(款)繰越金 (項)繰越金 (目)繰越金平成25年度決算剰余金(平成26年度への繰越金) 146,586千円

担当課市民人権環境部保険調	果電話	直通 24-7015	内線 2261
---------------	-----	------------	---------

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	介護保険事業運営(介護保険事業特別会計)					継続
補正予算額		左の財源内訳				補正前予算額
	国	国 府 市債 その他 一般財源				
4, 960	1,596			3, 364		補正後予算額
(※人件費補正分除く) 1,550			3, 304		7, 473, 873

平成12年の介護保険制度開始以来、最大の制度改正が平成27年度から実施されるため、介護保険システムの改修を行う必要があります。

2 事業の内容

平成27年4月から開始される「特別養護老人ホームの特例入所」、「住所地特例の見直し」、「介護予防・日常生活支援総合事業(国保連合会データ連携関連)」等にかかるシステム改修を行います。

なお、本改修は、制度改正の時期にあわせて、今回の補正予算に加えて、平成27年度、平成28年度と3年間かけて継続的に実施することとなります。

3 事業費の内訳

(款)総務費 (項)総務管理費 (目)一般管理費委託料(開発・改修業務) 4,960千円

4 主な特定財源

(款)国庫支出金 (項)国庫補助金 (目)介護保険事業費国庫補助金 介護保険システム改修費補助金 1,596千円 (款)繰入金 (項)一般会計繰入金 (目)その他一般会計繰入金 その他一般会計繰入金 3,364千円

担当課 福祉保健部高齢者福祉課	電話	直通 24-7013	内線 2144
-----------------	----	------------	---------

施策名	地域で支え	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					
事業名	介護予防サ	介護予防サービス計画作成事業(介護サービス特別会計)					
補正予算額		左の財源内訳					
	玉	府	市債	その他	一般財源	36, 060	
820				000		補正後予算額	
				820		36, 880	

介護保険の要介護認定者のうち、要支援1・2の介護予防サービス計画については、地域包括支援センターにて担当しています。ただし、要支援認定者の増加に伴い、直接市で担当する件数が増加し本来業務である総合相談業務を圧迫する事務量となっており、一部市内の居宅介護予防支援事業所に委託をしています。

そうした中、介護予防サービス計画に関する件数の増加に伴い、当初予算に 計上している委託金額が不足するため、補正を行ないます。

2 事業の内容

市内の居宅介護予防支援事業所に一部委託している介護予防サービス計画作成の件数増加に伴う委託料の補正を行ないます。

- ○支出見込額
 - ・新規作成分 190件×7,140円= 1,356,600円
 - ·継続作成分 4,310件×4,140円=17,843,400円

19,200千円(支出見込額)-18,380千円(当初予算額)=820千円(補正額)

3 事業費の内訳

(款)事業費 (項)居宅介護支援事業費 (目)居宅介護支援事業費 委託料(介護サービス計画作成費委託料) 820千円

4 主な特定財源

(款)サービス収入 (項)予防給付費収入 (目)居宅支援サービス計画費収入 介護予防サービス計画作成料 820千円

施策名	地域で支えるみんなにやさしい健康・福祉のまちづくり					(単位:千円)
事業名	病院事業(市	継続				
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
	玉	府	市債	その他	一般財源	11, 488, 900
202, 743				000 740		補正後予算額
				202, 743		11, 691, 643

患者数や診療単価の増加に伴う診療収入と材料費及びたな卸資産購入限度額の増額補正を行います。

2 事業の内容

○業務の予定量

■入院 年間延入院患者数を108,405人から112,931人へ補正

1日平均患者数を297人から309.4人へ補正

1人1日当たり平均単価(一般入院患者)を52,800円から

53,500円に補正

■外来 1人1日当たり平均単価を11,200円から11,700円に補正

○収益的収入及び支出

■収益的収入	補正額
入院収益	317,769千円
外来収益	113,925千円
収入合計	431.694壬円

■収益的支出 補正額

材料費薬品費・診療材料費195,883千円雑支出その他雑支出6,860千円支出合計202,743千円

■補正後の収支差引 △326,092千円 (補正前 △555,043千円)

(補正前 △555,043千円)

○たな卸資産購入限度額補正額92,610千円

担当課 市民病院事務部総務課	電話	代表 22-2101 内線 2211	
----------------	----	--------------------	--

◆ 条例関連議案

1 福知山市職員定数条例(一部改正)

【職員課】

1 改正の理由

平成27年3月31日をもって国民健康保険新大江病院の市立福知山市民病院への 分院化等を行うため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

国民健康保険新大江病院の分院化等に伴い、市立福知山市民病院の職員数の上限を 増やすこととした。 (第2条第1項関係)

3 施行期日 平成27年4月1日

|2| 福知山市長及び副市長並びに上下水道事業管理者の給与に関する条例 (一部改正) 【職員課】

1 改正の理由

福知山市長及び副市長並びに上下水道事業管理者の期末手当の率の改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 平成26年12月に支給する市長等の期末手当について、次のように引き上げる こととした。 (第9条第2項関係)

	改正前	改正後	差
期末手当(12月支給分)	1.55月	1.70月	0.15月

(2) 平成27年6月及び12月に支給する市長等の期末手当について、次のように改めることとした。 (第9条第2項関係)

	改正前	改正後	差	
期末手当(6月支給分)	1. 40月	1. 475月	0.075月	
期末手当(12月支給分)	1.70月	1.625月	△0.075月	

3 施行期日

2の(1)の改正 公布の日

2の(2)の改正 平成27年4月1日

③ 福知山市一般職職員の給与に関する条例(一部改正) 【職員課】

- 1 改正の理由
 - 一般職職員の給与改定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

(1) 一般職職員の給料月額等について、次のように改めることとした。

ア 通勤手当の支給額の上限を引き上げることとした。 (第10条第2項関係)

	改正前	改正後	差
通勤手当の支給額の上限	18,700円	21,700円	3,000円

イ 勤勉手当の率について次のように改めることとした。

(第18条の4第2項関係)

		,		
	改正前	改正後	差	
再任用職員以外の職員	0.675月	0.825月	0.15月	
再任用職員	0.325月	0.375月	0.05月	

ウ 通勤費の支給額の上限を引き上げることとした。

(第21条の4第1項関係)

	改正前	改正後	差
臨時職員	811円	941円	130円
嘱託職員	14,600円	16,900円	2,300円

エ 55歳に達した職員で職務の級が6級以上であるものについて、勤勉手当の算定率を改めることとした。 (附則第20項関係)

	改正前	改正後
勤勉手当の算定率	100分の1.0125	100分の1.2375
(最低号給に達しない場合)	100分の67.5	100分の82.5

オ 一般職職員の給料月額を平均0.3パーセント引き上げることとした。

(別表第2関係)

(2) 平成27年4月1日以後に支給される一般職職員の勤勉手当の率について、次のように改めることとした。

ア 勤勉手当の率について次のように改めることとした。

(第18条の4第2項関係)

	改正前	改正後	差
再任用職員以外の職員	0.825月	0.75月	△0.075月
再任用職員	0.375月	0.35月	△0.025月

イ 55歳に達した職員で職務の級が6級以上であるものについて、勤勉手当の算定率を改めることとした。 (附則第20項関係)

	改正前	改正後
勤勉手当の算定率	100分の1.2375	100分の1.125
(最低号給に達しない場合)	100分の82.5	100分の75

3 施行期日

2の(1)のア、イ、エ及びオの改正 公布の日

2の(1)のウの改正

平成27年1月1日

2の(2)の改正

平成27年4月1日

4 その他

この改正を受け、それぞれの条例で準用している上下水道部職員及び市民病院職員についても、同様の改正が行われます。

4 福知山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(一部改正) 【資産活用課】

1 改正の理由

認可地縁団体へ市有財産を譲渡することを可能とするため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の概要

市有財産のうち地縁団体が管理するものを当該地縁団体(認可地縁団体に限る。)に 譲渡できることとした。 (第3条関係)

3 施行期日 平成27年4月1日

5 福知山市消防団員等公務災害等補償条例(一部改正) 【消防本部】

1 改正の理由

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

- 2 改正の概要
 - 条例で引用する法律の条番号が変更となったため、文言の整理を行うこととした。 (附則第4条第7項関係)
- 3 施行期日 公布の日
- [6] 福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例(新規) 【高齢者福祉課】
 - 1 制定の理由 介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。
 - 2 制定の概要
 - (1) 条例の趣旨について定めることとした。

(第1条関係)

(2) 指定介護予防支援事業者の守るべき一般原則について定めることとした。

(第2条関係)

- (3) 指定介護予防支援事業の基本方針を定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 指定介護予防支援事業所ごとに1以上の担当職員を置かなければならないこととした。 (第4条関係)

(5) 指定介護予防支援事業者に置く管理者について定めることとした。

(第5条関係)

- (6) 利用申込者等に対して規定の手続に基づいて重要事項等の説明を行い、その同意 を得なければならないこととした。 (第6条関係)
- (7) 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでは ならないこととした。 (第7条関係)
- (8) 指定介護予防支援の実施が困難な地域である場合の対応について定めることとした。 (第8条関係)
- (9) 指定介護予防支援の提供を求められた指定介護予防支援事業者は、被保険者証によりその受給資格等を確認することとした。 (第9条関係)
- (10) 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定の申請に対して必要な援助を 行わなければならないこととした。 (第10条関係)
- (11) 指定介護予防支援事業者は、その担当職員に身分を証する書類を携行すること等を指導しなければならないこととした。 (第11条関係)
- (12) 指定介護予防支援事業者は、利用者から受領する利用料と介護予防サービス計画費との間に不合理な差額が生じないようにしなければならないこととした。

(第12条関係)

(13) 指定介護予防支援事業者は、利用者から利用料を受領した場合は、指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付しなければならないこととした。

(第 13 条関係)

- (14) 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の一部を委託する場合に遵守すべき事項について定めることとした。 (第14条関係)
- (15) 指定介護予防支援事業者は、市に対し、法定代理受領サービスに係る情報を記載した文書等を提出しなければならないこととした。 (第15条関係)
- (16) 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合等に、当該利用者に対して介護予防サービス計画等の書類を交付しなければならないこととした。 (第16条関係)
- (17) 指定介護予防支援事業者が利用者に関して市へ通知しなければならない場合について定めることとした。 (第17条関係)
- (18) 指定介護予防支援事業所の管理者の責務について定めることとした。

(第18条関係)

- (19) 指定介護予防支援事業所ごとに定める運営規定の内容について定めることとした。 (第19条関係)
- (20) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに勤務体制等を確保しなければならないこととした。 (第 20 条関係)
- (21) 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な設備及び備品を備えなければならないこととした。 (第21条関係)
- (22) 指定介護予防支援事業者は、従業者の健康管理を行わなければならないこととした。 (第 22 条関係)
- (23) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に重要事項の掲示をしなければならないこととした。 (第 23 条関係)
- (24) 業務上知り得た秘密の保持について定めることとした。 (第24条関係)
- (25) 指定介護予防支援事業者は、虚偽又は誇大な広告をしてはならないこととした。 (第 25 条関係)
- (26) 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等について定めることとした。 (第26条関係)

- (27) 指定介護予防支援事業者が利用者等からの苦情を受け付けた場合の処理方法等について定めることとした。 (第 27 条関係)
- (28) 指定介護予防支援事業者が利用者に提供する指定介護予防支援により事故が発生した場合の措置について定めることとした。 (第 28 条関係)
- (29) 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに会計を区分し、他の会計と区分しなければならないこととした。 (第 29 条関係)
- (30) 指定介護予防支援事業者が整備しなければならない記録について定めることとした。 (第30条関係)
- (31) 指定介護予防支援の基本取扱方針について定めることとした。 (第31条関係)
- (32) 指定介護予防支援の具体的取扱方針について定めることとした。(第32条関係)
- (33) 介護予防支援の提供に当たっての留意しなければならない事項について定めることとした。 (第33条関係)
- (34) 基準該当予防支援の事業に対する規定の準用について定めることとした。

(第34条関係)

3 施行期日 平成27年4月1日

7 福知山市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例(新規) 【高齢者福祉課】

1 制定の理由 介護保険法の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。

- 2 制定の概要
- (1)条例の趣旨について定めることとした。 (第1条関係)
- (2) 包括支援センターの守るべき一般原則について定めることとした。

(第2条関係)

- (3)包括支援センターの基本方針を定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 地域包括支援センターに置くべき職員数等について定めることとした。

(第4条関係)

3 施行期日 平成27年4月1日

8 福知山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(一部改正)【環境政策室】

1 改正の理由

一般廃棄物処理計画の告示手続等を改めるため、所要の規定の整備を行う必要がある。

- 2 改正の概要
- (1) 一般廃棄物の処理計画の告示時期を改めることとした。 (第5条関係)
- (2) その他の一般廃棄物処理手数料について、1回につき20キログラムまでごとに 徴収することとした。 (別表第1関係)

- 3 施行期日
 - 2の(1)の改正 公布の日
 - 2の(2)の改正 平成27年4月1日

福知山市国民健康保険条例(一部改正) 9

【保険課】

1 改正の理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の概要

出産育児一時金の額を増額し、産科医療補償制度における掛金の減額をすることと した。 (第5条関係)

	改正前	改正後	差
出産育児一時金	390,000円	404,000円	14,000円
産科医療補償制度掛金	30,000円	16,000円	△14,000円

3 施行期日

平成27年1月1日

10 福知山市病院事業の設置等に関する条例(一部改正) 【市民病院】

1 改正の理由

平成27年3月31日をもって国民健康保険新大江病院の指定管理を廃止し、同病 院の市立福知山市民病院への分院化等を行うため、所要の規定の整備を行う必要があ る。

- 2 改正の概要
- (1) 国民健康保険新大江病院を市立福知山市民病院の分院とし、新大江病院附属有路 診療所を廃止することとした。 (第1条第2項関係)
- (2) 市立福知山市民病院事業の附帯事業として訪問看護ステーションおおえを設置す ることとした。 (第1条の2関係)
- (3) 分院の診療科目を次のように定めることとした。 (第3条第2項関係)

ア内科

イ 小児科

ウ リハビリテーション科

(4) 国民健康保険新大江病院の指定管理者に関する規定を削ることとした。

(第10条、第11条、第12条及び第13条関係)

(5) 文言の整理等を行うこととした。

(第2条、第3条第3項、第6条の2及び第14条関係)

3 施行期日

平成27年4月1日

11 国民健康保険新大江病院及び有路診療所の利用料及び手数料に関する条例(廃止) 【保険課】

1 廃止の理由

平成27年3月31日をもって、国民健康保険新大江病院及び有路診療所を廃止するため。

2 施行期日 平成27年4月1日

12 福知山市立体育館条例(一部改正)

【中央公民館】

- 1 改正の理由 地域体育館の休館日を変更することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の概要
- (1) 地域体育館の休館日を次のように改めることとした。 (第7条の7関係)

ア 国民の祝日に規定する休日

イ 毎週火曜日

ウ 毎年12月28日から翌年1月3日まで

(2) 文言の整理を行うこととした。

(第6条関係)

3 施行期日 平成27年4月1日

35

◆ その他の議案

■ 工事請負契約の締結について

1 工事名 多保市正明寺線(高畑工区)橋梁上部工工事

2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約

3 契約金額 563,598,000 円

4 契約の相手方 大阪市西区北堀江1丁目22番19号 シルバービル

川田工業株式会社大阪支社

執行役員大阪支社長 高 田 嘉 秀

■ 公の施設に係る指定管理者の指定について

【表内各課】

次の10施設について、平成27年度からの指定管理者と委託期間を指定する。関連して、補正予算においてそれぞれの施設の指定管理料の債務負担行為を設定する。

施設名称(位置)	指定管理者	指定期間 〔債務負担行為限度額〕 【担当課】
福知山市三和荘・三和町林業 者等健康増進施設・三和町運 動広場・三和町川合運動広場 (福知山市三和町寺尾4番 地ほか)	三和荘運営共同体 ・構成団体 特定非営利活動法人 丹波・みわ (理事長 竹添 透) ・構成団体 株式会社 R・INN (代表取締役 家田 龍一)	H27. 4. 1~H32. 3. 31 〔149, 945 千円〕 【三和支所】
福知山市大江山鬼瓦工房等 及び福知山市大雲記念館等 (福知山市大江町佛性寺 912 番地の1ほか)	大江観光株式会社 (代表取締役 佐古 明勇)	H27. 4. 1~H32. 3. 31 〔96, 046 千円〕 【大江支所】
福知山市新町文化センター (福知山市字下新32番地)	公益社団法人 福知山市文化協会 (会長 前田 竹司)	H27. 4. 1~H30. 3. 31 〔5, 817 千円〕 【まちづくり推進課】
福知山市芦田均記念館 (福知山市字宮36番地)	芦田均元首相顕彰会 (会長 土家 敏嗣)	H27. 4. 1~H30. 3. 31 〔11, 147 千円〕 【まちづくり推進課】
福知山市総合福祉会館 (福知山市字内記10番地 の18)	社会福祉法人 福知山市社会福祉協 議会 (会長 松田 規)	H27. 4. 1~H32. 3. 31 〔96, 740 千円〕 【地域福祉課】
福知山市夜久野町ふれあいの里福祉センター等・夜久野町ふれあいの里ミニデイサービスセンター (福知山市夜久野町平野1030番地)	社会福祉法人 仙人福祉事業会 (理事長 瀬田 眞澄)	H27. 4. 1~H30. 3. 31 〔24, 046 千円〕 【地域福祉課】

福知山市大江町老人福祉センター	社会福祉法人 福知山市社会福祉協	H27. 4. 1~H30. 3. 31
(福知山市大江町波美23	議会	〔13, 101 千円〕
5番地)	(会長 松田 規)	【高齢者福祉課】
福知山市こぶし荘	福知山市北陵総合センター運営理事	H27. 4. 1~H32. 3. 31
(福知山市字下野条135	会	〔11, 261 千円〕
番地)	(理事長 大林 百豊)	【農林管理課】
福知山市里の駅みたけ (福知山市字一ノ宮563番 地)	三岳高齢者活動促進施設運営委員会 (委員長 門田 眞)	H27. 4. 1~H32. 3. 31 〔1, 984 千円〕 【農林管理課】
中丹地域有害鳥獣処理施設 (福知山市大江町三河95 9番地)	PSSユニオン (理事長 山田 進)	H27. 4. 1~H30. 3. 31 〔50, 920 千円〕 【林業振興課】

■ 土地改良事業の施行について

【農林管理課】

平成26年8月豪雨災害により被災した農地、農業施設の災害復旧事業に伴い土地改良事業を施行する。対象箇所数は次のとおり。

■ 専決処分の承認について

【選挙管理委員会事務局】

平成26年11月21日付けで専決処分した平成26年度福知山市一般会計補正予算 (第5号) について承認を求める。

平成26年11月21日 専決第3号 平成26年度一般会計補正予算(第5号)

施策名	みんたで進	める人権尊	重· 住民白》	台のまちづく	, N	(単位:千円)
事業名		みんなで進める人権尊重・住民自治のまちづくり 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行事業				
補正予算額		左の財源内訳				補正前予算額
	玉	府	市債	その他	一般財源	0
48, 413		48, 413				補正後予算額
		40, 413				48, 413

1 事業の背景・目的

平成26年11月21日の衆議院解散を受けて、衆議院議員総選挙及び最高裁判 所裁判官国民審査を執行する。

2 事業の内容

公 示 日 平成 2 6 年 1 2 月 2 日 (火) 投開票日 平成 2 6 年 1 2 月 1 4 日 (日)

3 事業費の内訳

(款)総務費 (項)選挙費 (目)衆議院議員選挙費

投票管理者報酬 (当日)	1,046千円
投票管理者報酬 (期日前)	489千円
投票立会人報酬 (当日)	1,777千円
投票立会人報酬 (期日前)	836千円
職員手当	19,130千円
臨時職員賃金	2,070千円
需用費	6,246千円
役務費	5,956千円
委託料	7,389千円
使用料及び賃借料	2,145千円
備品購入費	1,071千円
その他	258千円

4 主な特定財源

(款)府支出金 (項)府委託金 (目)総務費府委託金

48,413千円 (衆議院議員総選挙委託金)

担当課	選挙管理委員会 事務局	電話	直通 24-7037	内線 3241	
-----	----------------	----	------------	---------	--

■ 新福知山市まちづくり計画(新市建設計画)の変更について 【企画課】

新福知山市まちづくり計画(新市建設計画)について、以下の変更を加える。

項目	現行	変更後
計画の期間	合併後概ね10年程度	合併年度となる平成17年 度から平成32年度まで
財政計画	平成17年度から平成26 年度までの10年間	平成17年度から平成32 年度までの16年間